

令和5年第2回定例教育委員会会議

開催日時 令和5年2月7日(火)

午後1時30分

場 所 中央図書館2階 視聴覚ホール

議 題

日程第一 議事事項

- 議案第5号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 令和4年度富士見市一般会計補正予算案について
- 議案第7号 工事請負契約の締結について
- 議案第8号 富士見市立学校部活動方針の一部改定について

議 案 第 5 号

市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の
給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例第14号）及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第13号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて了承する。

令和5年2月7日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見としたいので、この案を提出します。

議 案 第 号

市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の
給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例第14号）及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第13号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年 月 日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の
給与等に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例第14号）の一部を
次のように改正する。

第6条第2項中「100分の187.5」を「100分の192.5」に改める。

(富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第13号）
の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の187.5」を「100分の192.5」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議 案 第 6 号

令和4年度富士見市一般会計補正予算案について
令和4年度富士見市一般会計補正予算案を了承する。

令和5年2月7日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の
意見としたいので、この案を提出します。

令和4年度富士見市一般会計補正予算（第10号）概要

○歳入歳出予算の補正

教育政策課

1 学校施設整備事業 △12,400千円

本郷中学校敷地内にある国有地の土地使用料及び用地取得費について、関東財務局による再算定の結果、増額することが判明したため、令和5年度当初予算にて対応することとし、令和4年度予算を減額するもの。

【歳出】 △12,400千円

- ・土地使用料 △3,700千円
- ・用地取得費 △8,700千円

【歳入】 △12,400千円（一般財源）

生涯学習課

1 図書館運営事業 7,679千円

市立中央図書館・図書館ふじみ野分館の指定管理料について、電気料金等の不足が見込まれることから増額するもの。

【歳出】 7,679千円

- ・図書館指定管理料 7,679千円

【歳入】 全額一般財源

学校教育課

1 教育扶助事業 △37,312千円

市立学校に在籍する児童生徒の学校給食費を一定期間(9月～10月、1月～3月)無償化したことに伴い、給食費に係る就学援助費を減額するもの。

【歳出】 △37,312千円

- ・給食費（小学校費） △23,060千円
- ・給食費（中学校費） △14,252千円

【歳入】 △37,312千円（一般財源）

学校給食センター

1 学校給食事業 4,620千円

受水槽から学校給食センター施設に給水するためのポンプが故障したことに伴い、ポンプ交換を実施するもの。

【歳出】 4,620千円

・工事請負費 4,620千円

【歳入】 全額一般財源

○繰越明許費の補正

教育政策課

1 学校施設整備事業 15,123千円

本郷中学校テニスコートフェンス改修工事について、年度内の完了が困難なため繰り越すもの。

学校給食センター

1 学校給食事業 4,620千円

上記学校給食事業について、年度内の完了が困難なため繰り越すもの。

※繰越明許：歳出予算のうち、何らかの理由でその年度内に支出を終わらない（見込み含む）経費について、議会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用すること。

議 案 第 7 号

工 事 請 負 契 約 の 締 結 に つ い て
別紙のとおり工事請負契約を締結することについて了承する。

令和5年2月7日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提 案 理 由

市立富士見特別支援学校屋内運動場棟大規模改修建築工事（ゼロ債務）の請負契約を締結したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見とするため、この案を提出します。

議案第 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工事名 市立富士見特別支援学校屋内運動場棟大規模改修建築工事
(ゼロ債務)
- 2 施工場所 富士見市大字上南畑地内
- 3 履行期限 令和5年12月27日
- 4 請負金額 190,660,800円
- 5 請負業者 富士見市ふじみ野西四丁目10番地1
株式会社富士見工務店
代表取締役 芳賀真人

令和5年 月 日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

市立富士見特別支援学校屋内運動場棟大規模改修建築工事（ゼロ債務）の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出します。

制限付一般競争入札結果について

1. 工事名 市立富士見特別支援学校屋内運動場棟大規模改修建築工事
(ゼロ債務)
2. 設計額 188,400,000円(税抜)
207,240,000円(税込)
3. 予定価格 188,400,000円(税抜)
207,240,000円(税込)
4. 最低制限価格 173,328,000円(税抜)
190,660,800円(税込)
5. 参加業者数 3社
6. 開札日時 令和5年1月24日 午前9時00分
7. 入札一覧

| 業 者 名 | 入 札 金 額 (円税抜) | 落札者 | 摘 要 |
|---------------|---------------|-----|-----|
| 株式会社富士見工務店 本店 | 173,328,000 | ○ | くじ |
| 島田建設株式会社 本店 | 173,328,000 | | くじ |
| 株式会社大嶋技建 本店 | 173,000,000 | | 失格 |

市立富士見特別支援学校屋内運動場棟大規模改修 建築工事（ゼロ債務）について

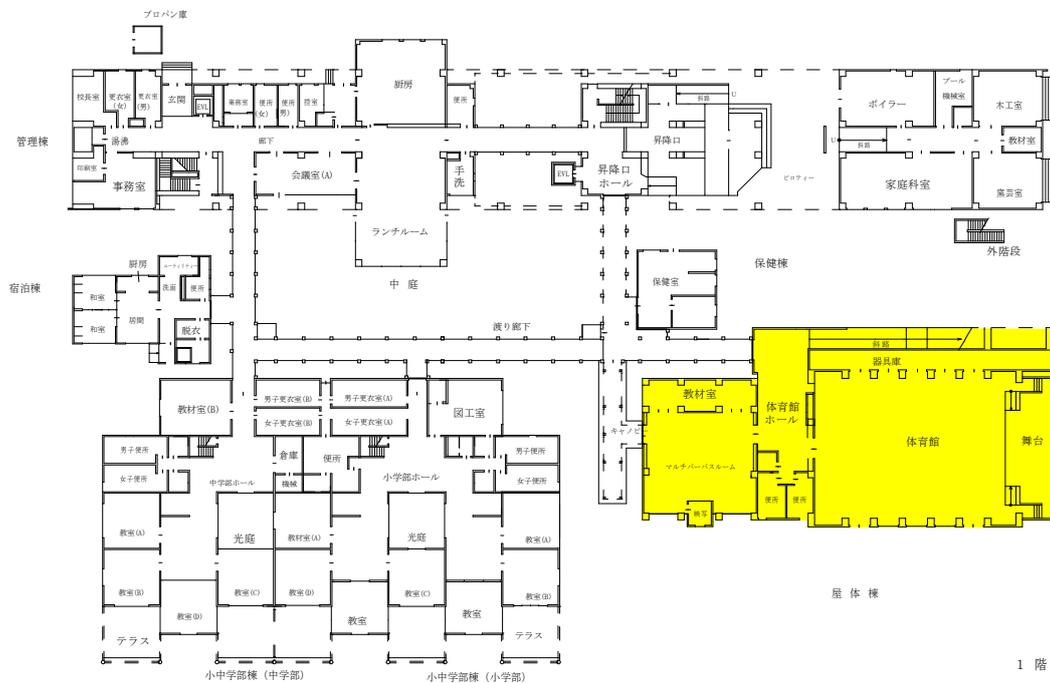
・工事概要

- ・大規模改修工事（外壁改修、防水改修、内装改修等）

- ・履行期限 令和5年12月27日
- ・請負金額 金190,660,800円
- ・請負業者 株式会社富士見工務店
代表取締役 芳賀 真人

・工事範囲

 大規模改修工事の工事範囲



計 画 工 程 表 (建築)

市立富士見特別支援学校屋内運動場棟大規模改修建築工事(ゼロ債務)

| 工 事 場 所 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|---------|----------|----|------|--------|-------------|-----|-----|
| 学校 | | | 夏季休業 | | 文化祭準備 | | |
| 仮設工事 | 仮囲・足場設置等 | | | 内部足場解体 | 仮囲・仮設駐車場等撤去 | | |
| 外壁工事 | | | | | | | |
| 防水工事 | | | | | | | |
| 内装工事 | | | | | | | |
| 外構工事 | | | | | | | |

主な工事日程

- ・仮設工事 6月上旬から
- ・外壁工事 7月中旬から10月下旬まで
- ・防水工事 7月中旬から8月下旬まで
- ・内装工事 6月上旬から9月中旬まで
- ・外構工事 7月中旬から9月中旬まで

その他

- ・市立富士見特別支援学校屋内運動場棟大規模改修電気設備工事(ゼロ債務)

【工事概要】

分電盤等の更新、照明器具・配線器具の更新、自動火災報知機の更新等

【履行期限】

令和5年12月27日

- ・市立富士見特別支援学校屋内運動場棟大規模改修機械設備工事(ゼロ債務)

【工事概要】

空調機器の設置、換気設備の更新等

【履行期限】

令和5年12月27日

議 案 第 8 号

富士見市立学校部活動方針の一部改定について
富士見市立学校部活動方針の一部を別紙のとおり改定する。

令和5年2月7日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提 案 理 由

県の「学校における働き方改革基本方針」及び令和4年11月14日付け教小第383号「『学校における働き方改革基本方針』に係る取組について」に基づき、富士見市立学校部活動方針を改定したいので、この案を提出します。

改正概要

1 趣旨

学校における朝の活動の見直しに係る県の方針等を踏まえ、富士見市立学校部活動方針の一部を改定するもの。

※「学校における働き方改革基本方針」に係る取組について

(R4. 11. 14 付け教小第 383 号)

(抜粋)

2 各学校における朝の活動の見直しを図ること。

具体的には、小学校にあっては、勤務時間開始前に学校全体で行っている教育活動（マラソン、縄跳び等）、中学校にあっては、部活動の朝練習等を原則として行わないよう検討すること。

2 改定内容

下線部分を追加。

3 適切な休養日等の設定

(1) 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

② 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、一定程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

③ 部活動の朝練習は原則行わない。1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、活動時間とは、生徒の練習開始から終了までとする。

3 改定日

令和5年4月1日

富士見市立学校部活動方針

令和5年4月改定
富士見市教育委員会

目 次

| | |
|------------------------------|-------|
| 市方針策定の趣旨等 | ．．． 2 |
| 1 適切な運営のための体制整備 | ．．． 3 |
| (1) 部活動の方針の策定と公表 | ．．． 3 |
| (2) 指導・運営に係る体制の構築 | ．．． 3 |
| 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組み | ．．． 4 |
| (1) 適切な指導の実施 | ．．． 4 |
| (2) 部活動用指導手引等の活用 | ．．． 5 |
| 3 適切な休養日等の設定 | ．．． 5 |
| 4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備 | ．．． 6 |
| (1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置 | ．．． 6 |
| (2) 地域との連携等 | ．．． 6 |
| 5 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し | ．．． 7 |
| 終わりに | ．．． 7 |

市方針策定の趣旨等

- 学校の部活動は、スポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、本市のスポーツ、文化及び科学等の振興を大きく支えてきた。
- 生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ、文化及び科学等に親しませるだけでなく、異年齢者との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。
- スポーツ庁では、平成30年3月、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を策定した。
- また、県教育委員会では国のガイドラインに則り、「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」（以下「県方針」という。）を策定した。なお、県方針では、運動部に加え文化部も対象とした部活動全体の方針としている。
- そこで、市教育委員会では、生徒が生涯にわたって豊かな生活を実現する資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた活動が行えるよう、速やかに、部活動の在り方に関し、改革に取り組む必要があると考え、国のガイドライン及び県方針に則り、「富士見市立学校部活動方針」（以下「市方針」という。）を策定した。なお、市方針では、県方針に則り、運動部に加え文化部も対象とした部活動全体の方針とし、義務教育である中学校（特別支援学校中等部を含む）段階の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ、文化及び科学等の活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指している。
- 市教育委員会は、市方針に基づく部活動の取組み状況について、定期的にフォローアップを行う。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定と公表

- ① 校長は、市方針に則り、毎年度、自校の部活動に係る「活動方針」を策定する。
- ② 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール等の日程等）並びに毎月の活動計画及び活動記録（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール等の参加日程等）を作成し、校長に提出する。
- ③ 校長は、上記①、②の活動方針及び活動計画等を生徒・保護者に周知する。
- ④ 市教育委員会は、県教育委員会と連携し、上記①、②に関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部・文化部を設置する。
- ② 校長は、自校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に活用する。
なお、部活動指導員の活用にあたっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、部活動顧問との連携、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し研修を行う。
- ③ 校長は、部活動顧問の決定にあたっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ④ 校長は、毎月の活動計画及び活動記録の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導を行う。
- ⑤ 市教育委員会は、部活動顧問、部活動指導員を対象とする指導に係る知識、実技及び技術の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組みを行う。
- ⑥ 市教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平

成30年2月9日付け29文科初第1437号) 」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組み

(1) 適切な指導の実施

- ① 校長及び部活動顧問、部活動指導員は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」及び埼玉県教育委員会が平成30年7月に作成した「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導を行う。

部活動の指導において、部活動顧問、部活動指導員による以下（例）のような発言や行為は体罰等として許されないものである。

先輩、後輩等の生徒間でも同様に許されないものであり、暴力行為やいじめ等の発生を防止することが必要である。

(例)

ア 殴る、蹴る等。

イ 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

- ・長時間の正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- ・熱中症の発症が予見され得る状況下で、給水、休憩等の配慮をすることなく活動をさせる。
- ・武道等において、相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続けたりする。
- ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。

ウ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。

エ セクシャルハラスメントと判断される行為や発言を行う。

- ・指導に当たり必要性や適切さを超えて身体接触を行う。
- ・身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。

オ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

- ② 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等

を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

- ③ 文化部顧問は、生徒が生涯を通じて文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(2) 部活動用指導手引等の活用

部活動顧問、部活動指導員は、県教育委員会が作成する指導手引や「運動部活動指導資料」、各スポーツ競技の国内統括団体等が作成する指導手引等を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

- (1) 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- ① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ② 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、一定程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ③ 部活動の朝練習は原則行わない。1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、活動時間とは、生徒の練習開始から終了までとする。

- (2) 校長は、1(1)に掲げる自校の部活動に係る「活動方針」の策定に当たっては、上記(1)の基準を踏まえ、市方針に則り、休養日及び活動時間等を設定し、公表する。

- (3) 市教育委員会は、下記(4)に関し、適宜、支援及び指導を行う。

- (4) 校長は休養日及び活動時間等の設定について、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、文化部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めるなど、学校の実態を踏まえ工夫する。

- (5) 大会日程等により、事前の活動が必要な場合は、部活動顧問はあらかじめ校長に活動計画を提出し承認を得る。その際、大会終了後は一定期間の休養日を設けることとする。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

- ① 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行えるなど多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障がいのある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。

文化部についても、各学校の実態に応じて生徒の多様なニーズを踏まえた部を設置する。

- ② 市教育委員会及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の部を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、合同部活動等の取組みを推進する。

(2) 地域との連携等

- ① 市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ、文化及び科学等の活動の環境を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体、文化団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立ち、学校と地域が連携し環境整備を進める。

- ② 市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険に加入することや、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ、文化及び科学等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校の施設開放事業や社会教育施設等との連携を推進する。

- ③ 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育や、スポーツ、文化及び科学等の活動環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、上記①、②の取組みを推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し

- (1) 市教育委員会は、学校の運動部や文化部が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・コンクール等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、各学校の運動部や文化部が参加する大会・コンクール等については目安等を定める。
- (2) 市教育委員会が定める上記(1)の参加する大会及びコンクールは、主に、県教育委員会等及び中学校体育連盟が主催、協賛する大会・コンクール等及びそれに準じた大会・コンクール等を原則とし、参加することが生徒や部活動顧問の過度な負担とならない範囲内とする。
- (3) 校長は、上記(1)の参加する大会及びコンクールは、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。

終わりに

市方針は、生徒の視点に立った、学校の部活動の在り方について示すものであるが、今後、ジュニア期におけるスポーツ、文化及び科学等の活動の環境整備については、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。

このため、市教育委員会は、県方針を踏まえ、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の部活動に代わりうる生徒のスポーツ、文化及び科学等の活動の機会の確保・充実方策を検討する。